ACSES ニュースレター_２４５０号（2023 年 1 月 31 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（26 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・切除しなくても良い部位や血管を誤って切除　新潟大学医歯学総合病院で 2 件の医療事故〈放送報道〉
◇事故、事件の続報
・島津製作所子会社、「故障装うタイマー」発覚から 5 カ月　〝被害〟受けた自治体に募る不信〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿救済法に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定結果について〈環境省〉
・外国人助教の雇い止め無効　長崎大に賃金支払い命令　地裁判決〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・関西電力 高浜原発4号機が自動停止 原因を調査〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[3] 「ＰＦＡＳ」問題
◇基地や工場周辺で検出続く PFAS、国が対策強化へ　健康影響を評価〈新聞報道〉
◇PFAS、国が規制強化に踏み出さない理由とは　健康影響を懸念し欧米は先行　「先回りの対策」求める声〈新聞報道〉
[4] 輸出貿易管理令の一部改正
◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第 17 号）〈官報〉
◇輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 6 号）〈官報〉
[5] 予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 11 号）〈官報〉
[6] 農薬
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 150 号）〈官報〉
◇生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 151 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 152 号）〈官報〉
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 153 号）〈官報〉
[7] 廃棄物関係
◇京都市で始まるプラスチックごみの分別回収　メリットと懸念「ご協力お願いしたい」〈新聞報道〉
[8] 調査、公募、意見募集等
[公募結果、意見募集結果]　１件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　５件　　[開催記録、報告、資料等]　４
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：１件

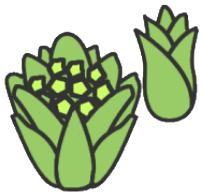

蕗の薹（フキノトウ）

[付録]
◇その通販サイト本物ですか！？“偽サイト”に警戒を！！－最近の“偽サイト”の見分け方を知って、危険を回避しましょう！－<国民生活センター>

****

[1] *化学物質関係事故、事件関係*

◇*その他の事故、事件*

・切除しなくても良い部位や血管を誤って切除　新潟大学医歯学総合病院で２件の医療事故

＜新潟放送　2023 年 1 月 27 日＞　https://nordot.app/991587402029023232?c=113147194022725109
https://news.yahoo.co.jp/articles/508e4985ed81fcd8f545ff480f1f32e71d47239c

1 月 27 日に新潟大学医歯学総合病院は、2022 年 10 月と 11 月にそれぞれ 1 件ずつ医療事故が起きていたと発表しました。患者の命に別条はないということです。

10 月に起きた医療事故は、新潟県内に住む 70 代男性患者に対する消化管の内視鏡手術で、2 か所の病変のうちの 1 か所を切除すべきところ、切除予定ではなかったもう一方の部位を誤って切除したというものです。

退院後に内視鏡であらためて確認したところ、切除部位が異なっていたことが分かり、男性患者とその家族に謝罪したうえで、改めて本来予定していた部位の切除を行い、現在も治療を続けているということです。

事故の理由として病院側は、本来切除の予定ではなかった部位の方がむしろ外見上切除を要するように見えてしまったことや、手術前の確認不足が原因としています。

もう一件の医療事故は、去年 11 月に新潟県内に住む 60 代の女性患者に対する手術で発生したもので、足の腫瘤を切除する際に、その腫瘤の中に含まれている動脈に気づかずに誤って切除したということです。

手術の翌日に足の血流が低下したために調べたところ、ミスに気づいたということです。

発覚後すみやかに女性患者とその家族に謝罪するとともに、人工血管で動脈を再建する緊急手術を行い女性患者は順調に回復したものの、現在も治療を続けているということです。

病院側では、切除してしまった動脈が細く蛇行していたために他の動脈との区別がつきにくかったことや、足の動脈の脈がもともと弱めだったために血流の低下に気づくことが難しかったことが原因としています。

2 件の医療事故を受けて新潟大学医歯学総合病院では、診療チーム全員で手術前の検査結果の確認の徹底や、CT 検査などで動脈の流れをより詳細に検討することなどを再発防止策として挙げています。

新潟大学医歯学総合病院は

「患者さま並びにご家族の皆様に多大な不安と苦痛を与えてしまい心よりお詫び申し上げます。今後は再発防止策を徹底し二度とこのようなことが起きないよう努めてまいります」とコメントしています。

◇*事故、事件の続報*

・島津製作所子会社、「故障装うタイマー」発覚から５カ月　〝被害〟受けた自治体に募る不信

＜熊本日日新聞　2023 年 1 月 30 日＞　https://kumanichi.com/articles/930609#

精密機器大手の島津製作所の子会社によるエックス線撮影装置にタイマーを仕掛けて故障を装う不正行為が、熊本県内で明るみに出てから 5 カ月がたった。島津製作所は外部有識者による調査を進めているが、途中経過や終了のめどは明らかにしていない。長引く調査に、不正の〝被害〟を受けた自治体からは不信の声が漏れる。

熊本市南区の国道 3 号沿い。不正行為が発覚した子会社の島津メディカルシステムズ（大阪市）熊本営業所へ取材に訪れると、所長の男性が「何も分からず、お答えできることはない」と話すのみだった。

島津製作所は昨年 8 月 25 日、一部報道を受けて子会社に「不適切な行為があったという疑義が生じている」と

認め、9 月 30 日に県内 5 カ所の医療機関で不正が判明したと発表した。

発表によると、熊本営業所の技術者が 2016～18 年、装置の保守点検の際に市販のタイマーを取り付けてエックス線が出なくなる故障を装い、有償で部品を交換していた。

5 医療機関のうち自治体の公立病院は、09 年に導入した装置の保守点検を済ませた半年後の 17 年 11 月に不具合が発生し、部品を交換した。病院は「部品の耐用年数は 8～10 年と聞いていた。既に 8 年たっていたので、当時は特に疑問を持たなかった」と振り返る。

病院は部品交換に約 228 万円を支払ったが、故障していなかった可能性がある。病院を開設する自治体は「島津側が補償を含めた対応を発表しており、調査結果を待って対応を検討する」と話すが、調査が終わらず、棚上げ状態が続く。自治体の首長は「調査に時間がかかりすぎている。スピードアップした上で、詳しい説明を求めたい」と不満を募らせる。

医療機器修理業の許可権者である県も、調査の行方を注視する。県薬務衛生課は「月に数回、連絡を取り、関係者の聞き取りといった調査が進んでいるのを確認している。県外の事例がないかも調べていると聞いており、時間を要しているのではないか。改善を促すためにも、結果を早く公表してほしい」と話す。

島津製作所は、弁護士や公認会計士らによる外部調査委員会を昨年 9 月 1 日付で設け、事実関係の調査などを委託した。11 月 7 日の決算発表の記者会見では、山本靖則社長が「医療機関や患者さまなど関係者に多大なご迷惑をおかけし、おわびする」と陳謝した。

調査の状況や今後の対応はどうか。改めて取材を申し込んだが、広報担当者は「結果がまとまり次第、公表し、適切に対応する」と説明し、具体的な質問には答えなかった。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**石綿救済法に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定結果について**

＜環境省　2023年1月30日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01134.html

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和５年１月30日（月）に行い、判定結果を機構に通知しましたのでお知らせします。

◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）

医療費等の申請に係る142件、特別遺族弔慰金等の請求に係る56件について医学的判定を行いました※１。

これらのうち､石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。

※1 うち47件（医療費等：28件、特別遺族弔慰金等：19件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

添付資料

別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」

https://www.env.go.jp/content/000107089.pdf

・**外国人助教の雇い止め無効　長崎大に賃金支払い命令　地裁判決**

＜毎日新聞　2023 年 1 月 30 日＞　https://mainichi.jp/articles/20230130/k00/00m/040/250000c

有期労働契約が通算 5 年を超えて無期雇用に転換できる権利を得る直前に不当に雇い止めにされたとして、長崎大助教だったベルギー人男性が長崎大に地位確認などを求めた訴訟の判決で、長崎地裁（天川博義裁判長）は 30 日、雇い止めは「合理性を欠く」として、男性の無期雇用の権利を認めた。判決は、男性が契約の継続に合理的な期待を持っていたと認め、大学側の対応を「社会通念上、相当性を欠く」と判断した。男性が雇い止めされた以降の未払い賃金の支払いも長崎大に命じた。

国は 2013 年 4 月の改正労働契約法施行で、同月以降に結んだ有期契約が通算 5 年を超える場合、労働者が無期転換の申し込み権を得るルールを定めた。しかし、各地の大学などでは有期契約の労働者が無期転換を申し込む権利を得る前に雇い止めにされる問題が起きており、判決は同種の訴訟に影響する可能性がある。

原告は、長崎大で医学部の学生に医学英語などを教えていた長崎県時津町のリュク・ロースフェルトさん(62)。11 年 3 月に 3 年契約で採用され、14 年 3 月に 3 年契約を更新。17 年 3 月に 2 回目の契約更新をした際に、期間が「3 年」から「2 年」に短縮され、19 年 2 月末で雇い止めにされた。

判決は、ロースフェルトさんが複数科目を受け持つなど恒常的な業務を通算 8 年担当し、2 回の更新時も実質的に審査された形式がないことなどから「原告が引き続き契約が更新されると期待したことに合理性がある」と判断。大学側は雇い止めの理由として、インターネットを利用した「e ラーニング」の導入を挙げていたが、「大学は原告に方針変更などについて事前に説明せず、必要な業務量削減の範囲を超えて担当から外し、雇用契約を終了させた。合理性を欠く」と指摘した。

判決は、男性の契約が 19 年 3 月に更新され、契約期間満了後の 21 年 3 月に無期転換したと判断した。一方、原告側が「大学は無期転換権の発生を回避するために雇い止めにした」と主張していた点については、明確な判断を示さなかった。

判決後、ロースフェルトさんは「主張が認められてうれしい。将来のリーダー育成を担う大学は（不当な雇い止めをせず）社会に模範を示すべきだ」と話した。同大は「本学の主張が認められなかったことは誠に残念。今後の対応は判決文の内容を精査した上で検討していく」とのコメントを発表した。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・関西電力 高浜原発 4 号機が自動停止 原因を調査

＜NHK　2023 年 1 月 31 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230130/k10013965291000.html

30 日午後、福井県にある関西電力の高浜原子力発電所 4 号機で原子炉内の核分裂の状態を示す中性子の量が急激に減少したという異常を知らせる信号が出て原子炉が自動停止しました。原子炉は正常に停止し、今のところ核燃料の冷却に問題はないということで、関西電力と原子力規制庁が原因を調べています。

原子力規制庁によりますと、30 日午後 3 時 20 分ごろ、福井県高浜町にある運転中の関西電力高浜原発 4 号機で、原子炉内の核分裂の状態を示す中性子の量が急激に減少したという異常を知らせる信号が出て原子炉が自動停止したということです。

原子炉は正常に停止し、今のところ核燃料の冷却に問題はないということです。周辺の放射線量を計る、モニタリングポストの値にも異常は見られないということです。

関西電力と原子力規制庁が原因を調べています。

関西電力から報告を受けた福井県の発表によりますと、原子炉の周囲には運転中の中性子の量を測定する検出器が 4 つ設置されていて、このうち 2 つ以上で異常を検知すると原子炉が自動停止するということです。また、これらの検出器については、今月 26 日に正しい値を示しているか確認する校正を行っていたということです。

しかし、いまの時点では原因の絞り込みは難しいとしています。高浜原発 4 号機は去年 11 月に起動し、12 月から営業運転に入っていました。原子力規制庁によりますと、同じ信号で原子炉が自動停止したのは、1988 年の関西電力高浜原発 3 号機以来だということです。

関西電力「放射能の影響なし」

関西電力は高浜原発 4 号機の原子炉が自動停止したことについて、原因については現在、調査中だとしたうえで、放射線を監視するモニタリングポストの数値に現時点で異常はなく「環境への放射能の影響はありません」とコメントしています。

また、電力の供給については、最低限必要とされる予備率 3%を十分に上回ることから、関西電力送配電は「現時点で電力の需給に問題はないと考える」としています。

モニタリングポストに異常なし

原子力発電所の周辺には放射性物質が漏れていないかを確認するためモニタリングポストと呼ばれる計測装置が複数設置されていて空間の放射線量を 24 時間、監視しています。

午後 6 時 40 分現在、福井県原子力環境監視センターのホームページでは、高浜原発から半径 5 キロ圏内にある 20 あまりのモニタリングポストに異常な値は表示されていません。

また関西電力もモニタリングポストの数値にこれまで異常はないとして「環境への放射能の影響はありません」

とコメントしています。
福井県も午後6時からの記者会見で環境への影響はないことを確認しているとしています。

【福井県が会見】

自動停止した高浜原子力発電所4号機について、関西電力から報告を受けた福井県が30日午後6時から記者会見を開き「原子炉の温度や圧力に異常はみられない」とした上で、原因については「現段階でこれが原因というものはなく、今後、調査する」と説明しました。
記者会見の中で、福井県は高浜原発4号機が自動停止した原因について「現時点ではわからない」とした上で、可能性としては
▽原子炉の出力を制御する制御棒と呼ばれる装置が何らかの原因で落下したか
▽中性子を検出する計測器そのものに何らかの異常が発生したことなどが考えられるとしています。今後、詳しい調査を行うとしています。

高浜原発4号機とは

福井県高浜町にある高浜原子力発電所4号機は、出力87万キロワットの加圧水型の原発で、1985年に運転を開始しました。
加圧水型は、原子炉内部の水に高い圧力を加えて高温にし、別の配管を流れる水に熱を伝えて蒸気を作り、タービンを回して発電する型式で、2011年に事故を起こした福島第一原子力発電所の沸騰水型とはタイプが異なります。
高浜原発4号機は、原発事故のあと策定された新しい規制基準に基づく原子力規制委員会による審査に合格し、2017年に再稼働しました。
最近では、去年12月に法律で義務づけられている13か月に1度の定期検査を終えて、営業運転を再開していました。

自動停止とは

原子力発電所は異常を感知すると原子炉が自動で止まる構造になっています。
これを「自動停止」と呼んでいます。
加圧水型と呼ばれるタイプの高浜原発4号機の場合は、制御棒とよばれる原子炉のブレーキ役を果たす装置が原子炉の上から原子炉の中に挿入されて、核燃料の反応を止めます。
福井県によりますと高浜4号機は原子炉の中の中性子の量が減ったとの信号を計測装置が感知したことから自動停止をしたということです。

運転中の自動停止 2011年10月の玄海原発以来

原子力規制庁によりますと、運転中の原発で原子炉が自動停止したのは、2011年10月に佐賀県にある玄海原子力発電所4号機でタービンを回した蒸気を水に戻す復水器と呼ばれる設備に異常があったことを知らせる信号が出てタービンが止まり、原子炉が自動停止して以来だということです。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2023年1月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zeB5bvZhLJaqdVBY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2023年1月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_dBJXsZRHKaaRaBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年１月30日版）
＜厚生労働省　2023年1月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7cBZTtZBDLaKVfBY

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ派生型「XBB.1.5」　いま分かっていること
＜日経新聞　2023年1月30日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD137ZR0T10C23A1000000/

・患者動線分けられず　院内感染不安も…５類引き下げ
＜産経ニュース　2023 年 1 月 27 日＞
https://www.sankei.com/article/20230127-ATQARW7EENIZVG5SZCIUIDQAQE/
・マスク着用ルール緩和不安感じる 64%
＜共同通信　2023 年 1 月 29 日＞　https://www.47news.jp/news/8873935.html
・高年層 75%、マスク緩和に不安　着用ルール巡る政府方針
＜共同通信　2023 年 1 月 29 日＞　https://www.47news.jp/news/8874565.html
---

[対策・予防]
◇省庁発表
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5chRRt5JBL6CXLhY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5chRRt5JBL6CInhY

◇エスカレーターでせき、飛沫どう広がる？　京都工芸繊維大グループが解析
＜京都新聞　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/952183
　エスカレーターでせきをすると飛沫（ひまつ）はどう広がるのか。京都工芸繊維大のグループがシミュレーションしたところ、上りの方が下りに比べて後ろの人に飛沫が付着しやすいことが分かった。人の動きによって飛沫感染のリスクに違いが生じる可能性を示しており、感染防止対策を講じるための手がかりになるという。
　新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて飛沫感染リスクを調べる研究が世界で進んでいるが、ほとんどは電車や教室などで座っている状況を想定している。工繊大の研究は人に動きがあるのが特徴で、飛沫が広がる様子をコンピューターで高精度に再現した。……
****
[3] *「ＰＦＡＳ」問題*
　PFOS： PerFluoroOctaneSulfonic acid、ペルフルオロオ．クタンスルホン酸
◇基地や工場周辺で検出続く PFAS、国が対策強化へ　健康影響を評価
＜朝日新聞　2023 年 1 月 31 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1Z66BJR1JULBH008.html
　米軍基地や工場周辺など各地で検出が続く有機フッ素化合物（総称 PFAS（ピーファス））について、国が対策強化に乗り出す。水質管理の基準強化を検討し、食品の健康影響評価を始める。どのぐらいで健康に影響があるかまだ明らかではないが、各国で基準を強化する動きがあり、海外の動向も参考に対応を進めていく方針だ。
　PFAS は、水や油をはじく性質があり、フライパンなどのコーティングから泡消火剤まで、さまざまな用途で使われてきた。しかし、20 年ほど前から米国で発がん性の疑いが指摘されるなど海外で規制が厳しくなった。世界中で広く使われたため、今でも地下水や土壌などに残っている。自然界では分解されにくく「永遠の化学物質」と呼ばれる。
　国内では代表的物質の PFOS（ピーフォス）と PFOA（ピーフォア）について、国が 2021 年までに製造や使用を原則禁止した。20 年に毎日 2 リットルの水を飲んでも健康に影響が生じないレベルとして、水質管理の暫定目標値（PFOS と PFOA 合計で 1 リットルあたり 50 ナノグラム、ナノは 10 億分の 1）を定めた。現時点では有害性に関する科学的な知見が不十分なため、法的拘束力を伴う規制のもととなる環境基準値ではない。「知見の集積に努めるべき物質」との位置づけだ。
各地で目標超え検出、米軍の対応も焦点

◇PFAS、国が規制強化に踏み出さない理由とは　健康影響を懸念し欧米は先行　「先回りの対策」求める声
＜東京新聞　2023 年 1 月 31 日＞　https://www.tokyo-np.co.jp/article/228323
＜PFAS を追う＞

東京・多摩地域の住民を対象にした有機フッ素化合物（PFAS）の血液検査の中間報告は、多くの住民の将来の健康への影響が懸念される結果となった。国は新たな規制の議論を続けるが、知見が少ないとして即座に強化することには消極的だ。識者からは「海外の例を参考に、先回りし対策すべきだ」との指摘もある。

【関連記事】多摩地域の PFAS 血液検査、85％の人が「健康被害の恐れ」米国の指標値超える　市民団体が中間報告　　https://www.tokyo-np.co.jp/article/228317

◆調査結果　多摩地域は沖縄県内より「深刻」

「水道水の汚染がより強く起こっていたと言える。明らかに高い数値だ」

検査を分析した京都大の原田浩二准教授は 30 日の報告会で、そう評価した。

多摩地域が「高い数値」と言えるのは、沖縄県で実施した検査との比較でも裏付けられる。原田氏らは昨年、沖縄の在日米軍基地から PFAS の漏えいが続いたことから、沖縄市や嘉手納町など 6 市町村で、住民 387 人を対象に同じ血液検査をしている。

この時は、約 7％がドイツの指標値を上回っていた。多摩地域では、87 人のうち約 24％に当たる 21 人が指標値を上回っており、より深刻だという。

PFAS に詳しい順天堂大の伊藤弘明助教（環境疫学）は「健康影響が出るかはまだ分からないが、数値が高かった参加者は、生活習慣などにより注意を払った方がよい」と話す。

◆「国内研究が少ない」から

健康影響の懸念から、欧米では規制強化の動きが強まる。米環境保護庁は昨年 6 月、目標値で水道水 1 リットル当たり PFOS（ピーフォス）は 0.02 ナノグラム以下、PFOA（ピーフォア）は 0.004 ナノグラム以下とする新基準を発表。米疾病対策センターなどは、（1）免疫力低下（2）脂質代謝異常（3）胎児や子どもの発育障害（4）腎がん―の 4 項目で悪影響を及ぼす十分な根拠があるとした。

一方、日本の動きは鈍い。暫定目標値は PFOS と PFOA の合計で 50 ナノグラム以下と米国よりも緩いのに、国は規制強化は見送った。国内研究が少なく毒性評価が定まっていないことなどが理由だ。1 月末には内閣府の食料安全委員会が、食品から摂取時の影響を調査する方針を決めた。ただ、結論がいつ出るかは分からない。

PFOS と PFOA は環境残留性が高いとして既に日本でも製造・輸入の禁止をしている。今回の検査で、高い数値を示した PFHxS（ピーエフヘクスエス）はその代替品として泡消火剤などに使われるが、来春以降に同様の規制を検討中だ。ただ、PFAS は数千種類あるとされる。公害問題に詳しい中下裕子弁護士は「一つ一つの物質を個別に規制していくと、いたちごっこになる恐れがある」と先回りの対策を求める。

◆「自分たちが基準を作っていこうという姿勢が弱い」

今回の結果に、東京都環境保健衛生課の担当者は「血中 PFAS 濃度の国内基準がなく、血液検査をしてもそれが高いのか低いのか判断できない」と語った。

小池百合子都知事も 6 日の記者会見で、住民団体が求める都主体の血液検査の実施について「国が全国的な調

査をしている。国とも連携し、都民の健康と安全を守るために適切に対応する」と明言を避けた。

知事が言及した「調査」とは、環境省が 10 年度から全国 10 万組の母子を対象に、血中の PFAS を含む化学物質と子どもの発育の関連を調べる「エコチル調査」だ。

しかし、調査は 27 年度までの予定で、調査対象には都民は含まれない。主に発育への影響を調べるため、成人の健康リスクに関する知見は集まりにくい。

分析結果の評価を担当した京都大の小泉昭夫名誉教授（環境衛生学）は「PFAS に関するエビデンス（科学的知見）が少ないのは行政の不作為。自分たちが基準を作っていこうという姿勢が弱い」と批判した。

◆環境省は対策へ初会合　国民向け「Q&A 集」

環境省は 30 日、PFAS への対応策を検討する「総合戦略検討専門家会議」の初会合を開いた。国内各地の河川や地下水などで暫定目標値を超えるケースが出ていることから、国民向けに「Q&A 集」をつくり、健康への影響など現時点で分かっている情報を発信していくことを決めた。

会合では、小林茂樹環境副大臣が「最新の科学的知見などを踏まえ、対応の方向性を議論してほしい」と求めた。PFAS は泡消火剤や金属加工など広く使用されてきたため、委員からは「濃度が高い場所でも、まだ調査が行われておらず、見つかっていない所があるのでは。経済産業省と協力して特定すべきだ」などとの意見が出た。

環境省によると、PFAS の一種である「PFOS」と「PFOA」については、2021 年度の 31 都道府県の調査では、13 都道府県の河川や地下水など 81 地点で暫定目標値を超過した。Q&A 集では、PFOS と PFOA を中心にまとめ、その他の PFAS については研究データなどが集まってきた段階で加える方針。

◇

「PFAS を追う」では、在日米軍基地由来の PFAS 汚染問題を巡る国や自治体、住民の動きを随時紹介します。

****

[4] ***<u>輸出貿易管理令の一部改正</u>***

<u>◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第 17 号）</u>

［官報］　令和５年１月 27 日　特別号外　第７号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230127/20230127t00007/20230127t000070001f.html

あらまし

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第 17 号）（経済産業省）

１　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の三関係）

２　この政令は、令和五年二月三日から施行することとした。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和５年１月 27 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 17 号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「第二号フからモまで」を「第二号(32)から(85)まで」に改める。

別表第二の三第二号を次のように改める。

二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）

(1)　集積回路、アナログデジタル変換器、マイクロ波用機器及びミリ波用機器の部分品、弾性波を利用する信号処理装置及びその部分品、一次セル、二次セル、太陽電池セル、超電導電磁石、超電導材料を用いた装置並びに放電管

(2)　電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記録装置並びにオシロスコープ及びその部分品

(3)　周波数変換器、質量分析計、フラッシュ放電型のエックス線装置及びその附属装置並びにこれらの部分

品、パルス増幅器、信号発生器、遅延時間測定装置、クロマトグラフ並びに分光計

(4)　半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の製造用の装置並びにこれらの部分品及び附属品

(5)　半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品

(6)　レジスト

(7)　電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品

(8)　通信装置並びにその部分品及び附属品

(9)　(8)に掲げる貨物の試験装置

(10)　通信装置用の光ファイバーの材料となる物質

(11)　暗号装置及びその部分品

(12)　音波を利用した水中探知装置及び船舶用の位置決定装置並びにこれらの部分品

(13)　光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置

(14)　電子式のカメラ及びその部分品

(15)　光学フィルター並びにふっ化物のファイバーケーブル及びその部分品

(16)　レーザー発振器

(17)　磁力計及びその部分品

(18)　重力計

(19)　レーダー及びその部分品

(20)　信号処理装置（弾性波を利用するものを除く。）

(21)　(16)に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品

(22)　光検出器用の光ファイバー及び光検出器の材料となる物質

(23)　ふっ化物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム

(24)　慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品

(25)　航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置

(26)　船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品

(27)　ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品

(28)　航空機及びガスタービンエンジン並びにこれらの部分品

(29)　落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置

(30)　振動試験装置及びその部分品

(31)　ガスタービンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの附属品

(32)　石油精製用の装置及び触媒

(33)　量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品

(34)　電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するように設計した装置

(35)　積層造形用の装置並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金

(36)　有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置

(37)　微小な電気機械システムの製造用の装置

(38)　水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置

(39)　真空ポンプ及び真空計

(40)　極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品

(41)　集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置

(42)　量子収率の高い光検出器

(43)　工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置
(44)　電磁波による探知を困難にする機能を向上させる材料、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金その他の先端的な材料
(45)　導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子
(46)　暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにその部分品及び附属品
(47)　警棒及びこれに類するもの並びにむち
(48)　警察用のヘルメット及び盾並びにこれらの部分品
(49)　手錠、拘束衣その他の拘束のための器具並びにその部分品及び附属品
(50)　石油又は可燃性天然ガスの探査のための掘削に用いられる液体及び添加剤並びに高圧ポンプ
(51)　装置として用いられる環状の磁石
(52)　放射性物質を物理的に封じ込め、及び放射線を遮蔽するように設計した装置
(53)　催涙剤、くしゃみ剤及び爆薬並びにてき弾その他の爆発物並びに軍用及び民生用の火工品並びにこれらの部分品
(54)　指紋の採取に用いられる粉末、染料及びインク
(55)　個人用の線量計及び鉱業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するための装置並びにこれらの部分品
(56)　放射線の探知、監視又は測定のための装置及び放射線写真用の装置
(57)　電解槽、粒子加速器、電気業用に設計した自動制御装置、フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置及び複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置
(58)　複合材料に用いられる繊維
(59)　ワクチン、免疫毒素並びに軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子を含む医療製品及び診断用又は食品検査用のキット
(60)　トリメチレントリニトロアミンその他のエネルギー源となる物質を含む市販の爆薬及び導爆線その他の火工品並びに気体の三ふっ化窒素
(61)　軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質を含む混合物及び軍用の化学製剤の原料となる物質を含む医療用、分析用、診断用又は食品検査用のキット
(62)　ポリアリーレンエーテルケトン
(63)　ニッケル及び銅の合金製の板、硬度が高い鋼製又は炭化タングステン製の玉軸受、りん酸トリブチル、硝酸、ふっ素並びにアルファ線源に用いられる物質
(64)　爆発物又は起爆装置の探知装置及びその部分品
(65)　透視装置及びその部分品
(66)　高速度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(67)　ステンレス鋼製その他の合金製の管、継手及び弁
(68)　溶融した金属用の電磁ポンプ
(69)　可搬型の発電機及びその部分品
(70)　ベローズ弁
(71)　歯車の製造用又は仕上げ用の機械
(72)　寸法の測定装置
(73)　センサーから送信された情報を即時に処理し、プログラム又はデータの作成又は変更を行うことができるロボット
(74)　(43)又は(71)から(73)までに掲げる貨物に使用するように設計した組立品、回路基板及び刃
(75)　アイソスタチックプレス
(76)　ベローズの製造用の装置
(77)　レーザー溶接機、アーク溶接機及び電子ビーム溶接機
(78)　ニッケル及び銅の合金製の装置

(79)　大型のボーリング機械及び鉱業で使用される大型の土木機械
(80)　ニッケル又はアルミニウムによる電気メッキ用の装置
(81)　電動機とともに使用するように設計した産業用のポンプ
(82)　高真空で使用するように設計した管、継手、弁、ガスケットその他の装置
(83)　絞りスピニング加工機及びしごきスピニング加工機
(84)　遠心力式釣合い試験機
(85)　オーステナイト系ステンレス鋼製の板、弁、管及びタンクその他の容器

附　則

この政令は、令和五年二月三日から施行する。

経済産業大臣　　西村　康稔
内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第６号）

［官報］　令和５年１月 27 日　特別号外　第７号　3～14 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230127/20230127t00007/20230127t000070003f.html

○経済産業省令第６号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和５年１月 27 日　　経済産業大臣　　西村　康稔

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　　正　　後
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあっては、第一号から第六十号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第六十一号から第百一号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。 一～三十二　［略］ 三十三　水銀　［新設］ 三十四　塩化バリウム　［新設］ 三十五　硫酸　［新設］ 三十六　３・３－ジメチル－１－ブテン　［新設］ 三十七　ピバルアルデヒド　［新設］ 三十八　１－クロロ－２・２－ジメチルプロパン　［新設］ 三十九　２－メチルブテン　［新設］ 四十　２－クロロ－３－メチルブタン　［新設］ 四十一　ピナコール　［新設］ 四十三　ブチルリチウム　［新設］ 四十四　メチルマグネシウムブロミド　［新設］

四十五　ホルムアルデヒド　［新設］
四十六　ジエタノールアミン　［新設］
四十七　炭酸ジメチル　［新設］
四十八　メチルジエタノールアミン塩酸塩　［新設］
四十九　ジエチルアミン塩酸塩　［新設］
五十　ジイソプロピルアミン塩酸塩　［新設］
五十一　３‐キヌクリジノン塩酸塩　［新設］
五十二　３‐キヌクリジノール塩酸塩　［新設］
五十三　（R）‐３‐キヌクリジノール塩酸塩　［新設］
五十四　N・N‐ジエチルアミノエタノール塩酸塩　［新設］
五十五　アンモニア　［新設］
五十六　炭化カルシウム（別名カーバイド）　［新設］
五十七　二酸化炭素　［新設］
五十八　塩化水素　［新設］
五十九　硫黄　［新設］
六十　二酸化硫黄　［新設］
六十一～百一　［略］
百二　N‐（１‐フェネチル‐４‐ピペリジル）プロピオンアニリド（別名フェンタニル）及びその塩類　［新設］
百三　N‐［１‐［２‐（４‐エチル‐５‐ オキソ‐２‐テトラゾリン‐一‐イル）エチル］‐４‐（メトキシメチル）‐４‐ ピペリジル]プロピオンアニリド（別名アルフェンタニル）及びその塩類　［新設］
百四　N‐〔４‐（メトキシメチル）‐１‐［２‐（２‐チエニル）エチル］‐４‐ピペリジル]プロピオンアニリド（別名　スフェンタニル）及びその塩類　［新設］
百五　１‐（２‐メトキシカルボニルエチル）‐４‐（フェニルプロピオニルアミノ）ピペリジン‐４‐カルボン酸メチルエステル（別名レミフェンタニル）及びその塩類　［新設］
百六　メチル＝１‐フェネチル‐４‐（N‐フェニルプロパンアミド）ピペリジン‐４‐カルボキシラート及びその塩類　［新設］
百七　４‐アニリノ‐一‐フェネチルピペリジン　［新設］
百八　一‐フェネチルピペリジン‐４‐オン　［新設］

第二条・第三条　［略］

第四条　輸出令別表第二の三第二号(1)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五　［略］

第五条　輸出令別表第二の三第二号(2)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第六条　輸出令別表第二の三第二号(3)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

第七条　輸出令別表第二の三第二号(4)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置

二　［略］

第八条　輸出令別表第二の三第二号(5)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれか

に該当するものとする。

一・二　［略］

第九条　輸出令別表第二の三第二号(6)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、一九三ナノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するように最適化したポジ型レジストとする。

第十条　輸出令別表第二の三第二号(7)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～七　［略］

第十一条　輸出令別表第二の三第二号(8)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　［略］

第十二条　輸出令別表第二の三第二号(9)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、前条に掲げる貨物の試験装置とする。

第十三条　輸出令別表第二の三第二号(10)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十一条に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のプリフォームとする。

第十四条　輸出令別表第二の三第二号(11)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であって、貨物等省令第八条第九号（同号ヘを含む。）のいずれかに該当するものとする。

第十五条　輸出令別表第二の三第二号(12)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、音波を利用した装置であって、次のいずれかに該当するもの及びその部分品とする。

一～三　［略］

第十六条　輸出令別表第二の三第二号(13)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第十七条　輸出令別表第二の三第二号(14)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、電子式のカメラであって、貨物等省令第九条第三号ニ㈠２又はホ㈡に該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだものとする。

第**十八条**　輸出令別表第二の三第二号(15)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第十九条　輸出令別表第二の三第二号(16)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～七　［略］

第二十条　輸出令別表第二の三第二号(17)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第二十一条　輸出令別表第二の三第二号(18)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、地上用の重力計であって、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第二十二条　輸出令別表第二の三第二号(19)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十三条　輸出令別表第二の三第二号(20)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十四条　輸出令別表第二の三第二号(21)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十九条

に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であって、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十五条　輸出令別表第二の三第二号(22)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第二十六条　輸出令別表第二の三第二号(23)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第二十七条　輸出令別表第二の三第二号(24)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品とする。

第二十八条　輸出令別表第二の三第二号(25)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置とする。

第二十九条　輸出令別表第二の三第二号(26)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十三　［略］

第三十条　輸出令別表第二の三第二号(27)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第三十一条　輸出令別表第二の三第二号(28)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　［略］

第三十二条　輸出令別表第二の三第二号(29)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置とする。

第三十三条　輸出令別表第二の三第二号(30)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、振動試験装置及びその部分品とする。

第三十四条　輸出令別表第二の三第二号(31)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第三十五条　輸出令別表第二の三第二号(32)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二十三　［略］

第三十六条　輸出令別表第二の三第二号(33)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第三十七条　輸出令別表第二の三第二号(34)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　［略］

第三十八条　輸出令別表第二の三第二号(35)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

第三十九条　輸出令別表第二の三第二号(36)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池（印刷方式により製造するものに限る。）の製造用の装置とする。

第四十条　輸出令別表第二の三第二号(37)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、シリコンの

機械物性を用いた微小な電気機械システムの製造用の装置とする。

第四十一条　輸出令別表第二の三第二号(38)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第四十二条　輸出令別表第二の三第二号(39)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、超高真空装置に用いられる真空ポンプ及び真空計とする。

第四十三条　輸出令別表第二の三第二号(40)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第四十四条　輸出令別表第二の三第二号(41)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、機械的、熱的又は化学的手段により、封止された集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置とする。

第四十五条　輸出令別表第二の三第二号(42)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、四〇〇ナノメートル超一、六〇〇ナノメートル以下の波長範囲で量子収率が八〇パーセントを超える光検出器とする。

第四十六条　輸出令別表第二の三第二号(43)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第四十七条　輸出令別表第二の三第二号(44)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

第四十八条　輸出令別表第二の三第二号(45)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子であって、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第四十九条　輸出令別表第二の三第二号(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにそれに使用するように特に設計した部分品及び附属品とする。　［新設］

第五十条　輸出令別表第二の三第二号(47)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供する警棒及びこれに類するもの（こん棒及びトンファーを含む。）並びにむちとする。　［新設］

第五十一条　輸出令別表第二の三第二号(48)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、警察用のヘルメット及び盾並びにこれらに使用するように特に設計した部分品とする。　［新設］

第五十二条　輸出令別表第二の三第二号(49)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供するものであって、次のいずれかに該当するもの並びにそれに使用するように特に設計した部分品及び附属品とする。　［新設］

一　手錠
二　拘束衣
三　手かせ
四　足かせ
五　拘束のための器具（前各号に該当するものを除く。）

第五十三条　輸出令別表第二の三第二号(50)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　破砕流体
二　破砕流体の添加剤（プロパントを含む。）
三　水圧破砕に用いられる高圧ポンプ

第五十四条　輸出令別表第二の三第二号(51)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、装置として用いられる環状の磁石とする。　［新設］

第五十五条　輸出令別表第二の三第二号(52)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　ホットセル

二　放射性物質の取扱いに適したグローブボックス

第五十六条　輸出令別表第二の三第二号(53)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　催涙剤（容器に入れた正味重量が二〇グラム以下のものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　クロロベンザルマロノニトリルの含有量が全重量の一%以下のもの

ロ　クロロアセトフェノンの含有量が全重量の一%以下のもの

二　くしゃみ剤（容器に入れた正味重量が八五・〇五グラム以下のものを除く。）

三　発煙弾及びその部分品

四　手りゅう弾及びその部分品

五　てき弾及びその部分品

六　爆薬

七　発煙筒その他の火工品及びその部分品（軍用及び民生用の両方に用いられるものに限る。）

第五十七条　輸出令別表第二の三第二号(54)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、指紋の採取に用いられるものであって、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　粉末

二　染料

三　インク

第五十八条　輸出令別表第二の三第二号(55)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの及びその部分品とする。　［新設］

一　個人用の線量計

二　鉱業、採石業、農業、医薬品製造業、医療業、獣医業、環境計量証明業、廃棄物処理業、食料品製造業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するための装置

第五十九条　輸出令別表第二の三第二号(56)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　放射線の探知、監視又は測定のための装置

二　放射線写真用の装置

第六十条　輸出令別表第二の三第二号(57)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　ふっ素製造用の電解槽

二　粒子加速器

三　電気業用に設計したプロセス制御装置

四　フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置であって、冷却能力が連続的に二九・三キロワット以上のもの

五　複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置

第六十一条　輸出令別表第二の三第二号(58)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次の各号の全てに該当する複合材料に用いられる繊維とする。　［新設］

一　比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートル以上のもの

二　比強度が七六、二〇〇メートル以上のもの

第六十二条　輸出令別表第二の三第二号(59)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　ワクチンであって、貨物等省令第二条の二第一項に該当するもの、サキシトキシン又はリシンを含有するもの及びこれらに対して免疫の効果を得させるために設計したもの

二　免疫毒素であって、貨物等省令第二条の二第一項第三号若しくは第四号に該当するもの、サキシトキシン又はリシンを含有するもの

三　医療製品であって、次のいずれかを含有するもの

イ　貨物等省令第二条の二第一項第三号又は第四号に該当するもの（ボツリヌス毒素若しくはコノトキシン又はこれらのサブユニットを除く。）

ロ　遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。次号ハにおいて同じ。）であって、貨物等省令第二条の二第一項第三号（ボツリヌス毒素若しくはコノトキシンを除く。以下ロにおいて同じ。）に該当するもの、サキシトキシン若しくはリシン若しくはこれらのサブユニットを有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。次号ハにおいて同じ。）であって、同項第三号に該当するもの、サキシトキシン若しくはリシン若しくはこれらのサブユニットの塩基配列を有するもの

四　医療製品であって、次のいずれかを含有するもの（前号に該当するものを除く。）

イ　ボツリヌス毒素又はそのサブユニット

ロ　コノトキシン又はそのサブユニットハ 遺伝子を改変した生物であって、ボツリヌス毒素若しくはコノトキシン若しくはこれらのサブユニットを有するもの又は遺伝要素であって、ボツリヌス毒素若しくはコノトキシン若しくはこれらのサブユニットの塩基配列を有するもの

五　診断用又は食品検査用のキットであって、貨物等省令第二条の二第一項第三号又は第四号に該当するものを含有するもの　［新設］

第六十三条　輸出令別表第二の三第二号(60)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　石油の掘削のために特別に設計された成形炸さく薬（単一軸方向に作用し、一回のみ使用できるものに限る。）であって、爆発により穴をあけるもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ　輸出令別表第一の一の項㈡、㈢若しくは㈣又は貨物等省令第三条第七号、第四条第十六号若しくは第十三条第一項若しくは第二項に該当する貨物（以下「エネルギー源となる物質」という。）を調合したものを含有するもの

ロ　均一に成形された円すい形のライナーを有するものであって、その開先の角度が九〇度以下のもの

ハ　〇・〇一キログラム超〇・〇九キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有し、かつ、直径が一一四・三ミリメートル以下のもの

二　石油の掘削のために特別に設計された成形炸薬であって、〇・〇一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

三　導爆線及び導火管であって、一メートル当たり〇・〇六四キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

四　作動薬包であって、爆燃性の物質中に、〇・七キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

五　雷管及びその組立品であって、〇・〇一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

六　点火管であって、〇・〇一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

七　油井用薬包であって、〇・〇一五キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

八　充塡又は圧塡により成形された市販の伝爆薬（ブースター）であって、一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

九　市販かつ既製のスラリー爆薬及びエマルション爆薬であって、一〇キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有し、かつ、当該物質の含有率が重量比で三五パーセント以下のもの

十　カッター及び切断具であって、三・五キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

十一　火工品のうち、民生用途のために設計したものであって、三キログラム以下のエネルギー源となる物

質を含有するもの
十二　市販の爆薬及び火工品であって、一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの（前各号に掲げるものを除く。）
十三　気体の三ふっ化窒素
第六十四条　輸出令別表第二の三第二号(61)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］
一　貨物等省令第二条第一項第一号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であって、次のいずれかに該当するもの
イ　貨物等省令第二条第一項第三号へ、リからルまで、ヨ又はタに該当する化学物質の含有率が重量比で一〇パーセント以下のもの
ロ　次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント未満の混合物
(一)　貨物等省令第二条第一項第一号に該当する化学物質
(二)　貨物等省令第二条第一項第三号レからオまで又はヤに該当する化学物質
二　貨物等省令第二条第一項第二号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であって、次のいずれかに該当するもの
イ　貨物等省令第二条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で一パーセント以下のもの
ロ　貨物等省令第二条第一項第三号ト、チ又はヲからカまでのいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で一〇パーセント以下のもの
ハ　次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント未満の混合物
(一)　貨物等省令第二条第一項第二号ニからトまでのいずれかに該当する化学物質
(二)　貨物等省令第二条第一項第三号クに該当する化学物質
三　医療用、分析用、診断用又は食品検査用のキットであって、貨物等省令第二条第一項各号に該当する化学物質を含有するもの
第六十五条　輸出令別表第二の三第二号(62)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、ポリアリーレンエーテルケトンであって、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］
一　ポリエーテルエーテルケトン
二　ポリエーテルケトンケトン
三　ポリエーテルケトン
四　ポリエーテルケトンエーテルケトンケトン
第六十六条　輸出令別表第二の三第二号(63)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］
一　硬化鋼又はタングステンカーバイドで構成された精密玉軸受で直径三ミリメートル以上のもの
二　モネル製の板
三　りん酸トリブチル
四　濃度が二〇重量パーセント以上の硝酸
五　ふっ素
六　アルファ線を放出する放射線核種
第六十七条　輸出令別表第二の三第二号(64)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、爆発物又は信管、雷管その他の起爆装置を自動的に探知し、かつ、識別するように設計した電子式の装置（人、書類、手荷物その他の個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるための装置を含む。）であって、エックス線、電磁気その他の技術を利用したもの及びその部分品とする。　［新設］
第六十八条　輸出令別表第二の三第二号(65)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、透視装置（人、書類、手荷物その他の個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるための装置を含む。）であって、次の各号の全てに該当するもの及びその部分品とする。　［新設］

一　動作周波数が三〇ギガヘルツ以上三、〇〇〇ギガヘルツ以下のもの
二　一〇〇メートルの距離における空間分解能が〇・一ミリラジアン以上一ミリラジアン以下のもの

第六十九条　輸出令別表第二の三第二号(66)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、軸受であって、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　玉軸受であって、米国国家規格協会又は米国軸受製造者協会で定める精度がＡＢＥＣ－七、ＡＢＥＣ－七Ｐ、ＡＢＥＣ－七Ｔ若しくは産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｂ一五一四－一号で定める精度の等級が四級以上のもの又はこれらと同等の精度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの
　イ　摂氏三〇〇度超の動作温度で使用できるように設計したもの
　ロ　潤滑剤を用いること又は部分品の改造により、ミリメートルで表した軸受の内径の数値に一分間当たりの回転数を乗じた値が二、三〇〇、〇〇〇を超えるように特に設計したもの
二　円すいころ軸受であって、米国国家規格協会又は米国軸受製造者協会で定める精度がＣｌａｓｓＡ以上のもの又はそれと同等の精度を有するもののうち、次の　いずれかに該当するもの
　イ　潤滑剤を用いること又は部分品の改造により、ミリメートルで表した軸受の内径の数値に一分間当たりの回転数を乗じた値が二、三〇〇、〇〇〇を超えるように特に設計したもの
　ロ　摂氏零下五四度未満又は摂氏一五〇度超の動作温度で使用できるように設計したもの
三　気体潤滑のフォイル軸受であって、摂氏二八八度以上の動作温度で使用できるように設計したもののうち、面圧が一メガパスカルを超えるもの
四　能動型の磁気軸受システム
五　ふっ素重合体のライニングを用いた自動調心軸受又はジャーナル滑り軸受であって、摂氏零下五四度未満又は摂氏一五〇度超の動作温度で使用できるように設計したもの

第七十条　輸出令別表第二の三第二号(67)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、ステンレス鋼、銅及びニッケルの合金その他ニッケル若しくはクロムのいずれかの含有量又はこれらの含有量の合計が全重量の一〇パーセント以上の合金鋼製の管、継手及び弁であって、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　管及び継手であって、内径が二〇〇ミリメートル以上かつ最高使用圧力が三・四メガパスカル以上のもの
二　弁であって接続部の内径が二〇〇ミリメートル以上かつ最高使用圧力が一〇・三メガパスカル以上のもの

第七十一条　輸出令別表第二の三第二号(68)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、電磁力によって溶融した金属を移送することができるように設計したポンプとする。　［新設］

第七十二条　輸出令別表第二の三第二号(69)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、可搬型の発電機のうち、次のずれかに該当するもの及びこれに使用するように特に設計した部分品とする。　［新設］

一　重量が二、二六八キログラム以下であって、車輪付きのもの
二　最大積載量が二・五トンの自動車により運搬できるもの

第七十三条　輸出令別表第二の三第二号(70)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、ベローズ弁とする。

第七十四条　輸出令別表第二の三第二号(71)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、歯車の製造用又は仕上げ用の機械であって、米国歯車製造業者協会で定める精度がＡＧＭＡ一一を超える歯車の製造又は仕上げをすることができるものとする。　［新設］

第七十五条　輸出令別表第二の三第二号(72)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、手動の寸法検査装置及び測定装置であって、次の各号の全てに該当するものとする。　［新設］

一　測定軸の数が二以上のもの
二　いずれの測定軸においても、マイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに〇・〇〇三を乗じて得た数値に三を加えた数値以下のもの　［新設］

第七十六条　輸出令別表第二の三第二号(73)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、ロボットであって、プログラム又はデータの作成又は変更を行うために、一以上のセンサーから送信された情報をフィードバック制御により即時に処理することができるものとする。　［新設］

第七十七条　輸出令別表第二の三第二号(74)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第四十六条、第七十四条から第七十六条までに掲げる貨物に使用するように特に設計されたものであって、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　少なくともスピンドル及び軸受から構成されるスピンドルの組立品であってスピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向又は軸方向の振れがそれぞれ〇・〇〇〇六ミリメートル未満のもの

二　数値制御装置、工作機械又はフィードバック装置を第四十六条又は第七十四条から第七十六条までに規定するこれらの性能と同等以上の性能に到達させるために特に設計した電子回路のプリント基板

三　シングルポイントダイヤモンド工具のインサートであって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ　いずれの方向に四〇〇倍拡大した場合であっても損傷及び欠陥のない切削用の刃を有するもの

ロ　コーナ半径が〇・一ミリメートル以上五ミリメートル以下のもの

ハ　コーナ半径の真円度が〇・〇〇二ミリメートル未満のもの

第七十八条　輸出令別表第二の三第二号(75)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、アイソスタチックプレスとする。　［新設］

第七十九条　輸出令別表第二の三第二号(76)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、油圧式の成形機、ベローズ成形用の型その他のベローズの製造用の装置とする。　［新設］

第八十条　輸出令別表第二の三第二号(77)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　レーザー溶接機

二　ミグ溶接機

三　電子ビーム溶接機

第八十一条　輸出令別表第二の三第二号(78)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、モネル製の装置（弁、管及びタンクその他の容器を含む。）とする。　［新設］

第八十二条　輸出令別表第二の三第二号(79)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、採鉱又は穿孔に用いられる大型の機械であって、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　直径が六〇センチメートルを超える穴を穿孔することができるボーリング機械

二　鉱業で使用される土木機械

第八十三条　輸出令別表第二の三第二号(80)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、ニッケル又はアルミニウムにより部品を被覆するために設計した電気メッキ用の装置とする。　［新設］

第八十四条　輸出令別表第二の三第二号(81)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、出力が三・七キロワット以上の電動機とともに使用するように設計した産業用のポンプとする。　［新設］

第八十五条　輸出令別表第二の三第二号(82)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、高真空で使用するように特に設計した管、フランジ継手、弁、ガスケット及び関連装置とする。　［新設］

第八十六条　輸出令別表第二の三第二号(83)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　絞りスピニング加工機

二　しごきスピニング加工機

第八十七条　輸出令別表第二の三第二号(84)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）とする。　［新設］

第八十八条　輸出令別表第二の三第二号(85)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、オーステナイト系ステンレス鋼製の板、弁、管及びタンクその他の容器とする。　［新設］

第八十九条～第百十五条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和五年二月三日から施行する。

****

[5] 予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 11 号）

［官報］ 令和5年1月30日 本紙 第906号 2頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230130/20230130h00906/20230130h009060002f.html

○厚生労働省令第 11 号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年１月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（接種の方法） **第十九条**　ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、市町村長が当該各号に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、これらに準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。	（接種の方法） **第十九条**　ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から五月以上かつ第二回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するか、又は、組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
一　組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から五月以上かつ第二回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法	（新設）
二　組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法	（新設）
三　組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法	（新設）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前の注射であって、この省令による改正後の予防接種実施規則第十九条第三号に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射に相当するものについては、当該注射を同号に規定するヒトパピローマウ

イルス感染症の注射と、当該注射を受けた者を同号の規定による注射を受けた者とみなして、同条（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

****

[6] ***農薬***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 150 号）

［官報］ 令和５年１月 30 日 号外 第 19 号 6～9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230130/20230130g00019/20230130g000190006f.html

肥料の登録の有効期間更新 163 件が公示された。

◇生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 151 号）

［官報］ 令和５年１月 30 日 号外 第 19 号 9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230130/20230130g00019/20230130g000190009f.html

肥料の生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更５件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 152 号）

［官報］ 令和５年１月 30 日 号外 第 19 号 9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230130/20230130g00019/20230130g000190009f.html

肥料の登録失効１件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 153 号）

［官報］ 令和５年１月 30 日 号外 第 19 号 10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230130/20230130g00019/20230130g000190010f.html

肥料の新規登録 26 件が公示された。

****

[7] ***廃棄物関係***

◇京都市で始まるプラスチックごみの分別回収 メリットと懸念「ご協力お願いしたい」

＜京都新聞 2023 年１月 29 日＞ https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/962858

京都市は４月から、家庭から出る洗面器やハンガーといったプラスチック製品のごみの分別回収を始める。すでに分別回収をしている「プラ製容器包装ごみ」と一緒に集め、再資源化につなげる。市民にとってはプラごみをまとめて出せるメリットがある一方で、危険物の混入も懸念されている。

分別回収を始めるのは、大部分がプラスチックでできた歯ブラシやスプーン、コップやバケツ、クリアファイルなどの製品。また洗濯ばさみや、おもちゃ、バインダーといった金具を含むプラ製品も回収対象となる。

市は２００７年からプラ製の菓子袋や食品トレイ、シャンプーのボトルや発泡スチロールの緩衝材などの「容器包装ごみ」を回収してきたが、プラ製品は燃えるごみとして回収していた。４月からは……

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇自由で挑戦的な研究を最長 10 年間支援する「創発的研究支援事業」263 名を新たに採択 (1/27 掲載)

＜文部科学省 2023 年１月 30 日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoPada2agvnbmbE

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会陸域環境基準専門委員会(第 18 回)について ２月６日

＜環境省 2023年1月30日＞ https://www.env.go.jp/press/press_01101.html

1. 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しに係る報告案について

2. 暫定目標の見直し期間について
3. その他
・令和４年度「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針説明会の開催について　　3月1～20日
＜環境省　2023年1月30日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01044.html
・薬事・食品衛生審議会　再生医療等製品・生物由来技術部会を開催します　　２月 13 日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3fBpfuZxPIa6ZMBY
https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001042420.pdf
・オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会（第8回）配布資料　　1月25日
1. http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoPada2agvnbmbK オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について
2. その他
・原子力損害賠償紛争審査会（第64回）の開催について　　2月6日
＜文部科学省　2023年1月30日＞http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoPada2agvnbmbM
1. 原子力損害賠償の状況について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第４回化学物質管理に係る専門家検討会　議事録　　12 月 15 日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_dBJXsZRHKaaQ6BY
（1）　濃度基準値の検討の進め方
（2）　濃度基準値の検討
（3）　その他
・化学物質管理に係る専門家検討会
＜厚生労働省　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7cBZTtZBDLaKU_BY
（1）濃度基準値の検討
（2）令和４年度報告書案
（3）その他
・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会（第15回）配布資料　　1月18日
＜文部科学省　2023年1月30日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoPada2agvnbmbI
1. 原子力人材、原子力イノベーションを取り巻く最近の状況について
2. 教育研究機能の集約化について　(原子力関係大学のネットワーク化と、相互補完・協力する体制の構築)
3. その他
・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会（第14回）議事録　　12月13日
＜文部科学省　2023年1月30日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoPada2agvnbmbN
1. 原子力人材、原子力イノベーションを取り巻く最近の状況について
2. 我が国の試験研究炉の今後の取組の方向性について
3. その他
****

[10] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・サル痘の患者の発生について
＜厚生労働省　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i2_Zve0B30oC8YgZY

・インフル、全国拡大顕著　流行１カ月、「注意報」目前　専門家「ワクチン接種を」
＜時事ドットコム　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023012900187&g=soc
---

◇*その他*

・京大、講義の無料公開サイトを維持　国際的プラットホームからは撤退

＜朝日新聞　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1Y75JLR1KPLZB011.html

京都大学は、昨年 8 月に一時、事業終了を発表した講義や講演の無料公開サイト「京都大学オープンコースウェア（OCW）」について、今後も維持することを決めた、と発表した。一方、「MOOC（ムーク）」と呼ばれるオンライン講座の国際的なプラットホームからは撤退することを表明。「国内外に存在感を示してきたのに」と惜しむ声が上がっている。

OCW は、大学の講義や講演などの教材をネットで無料公開する取り組み。2001 年に米・マサチューセッツ工科大が提唱して始まった。OCW は講義を視聴するのに対し、ムークは学生と教員が、掲示板を通じた質問やリポート提出といった双方向性もあり、単位取得も可能なことが特徴だ。

京大の OCW をめぐっては、昨年 8 月、運用を担う部署の廃止に伴い、大学が事業終了を発表した。だが、学内外から異論が相次ぎ「公開されてきたコンテンツは維持する」と方針転換。今後について検討していた。

教育推進・学生支援部教務企画課によると、昨年 9 月に学内の理事や専門家によるタスクフォースを設置。検討の結果、OCW を維持すべきだと結論づけた。ただ、OCW の維持にはコンテンツの質向上が不可欠だとして、今年 4 月、広報課内に「コンテンツ企画・支援室（仮称）」を設置することも決めた。サイトの維持に加え、新たなコンテンツや、海外向けに英語の動画も作る予定だ。高校生や社会人などの一般向けに、OCW のほか、京大公式ユーチューブや研究科ユーチューブなどを一元的に検索できるシステム「KU―Search（仮称）」も構築する。

京大の OCW には 20 年近い…

****

[付録]

◇その通販サイト本物ですか！？“偽サイト”に警戒を！！

ー最近の“偽サイト”の見分け方を知って、危険を回避しましょう！ー

＜国民生活センター　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230130_1.html

インターネット通販で「注文した商品が届かない」「商品は届いたが偽物だった」「販売業者に連絡したいが連絡先がわからない」「通販サイトに注文後、偽サイトだったことに気が付いた」などの“偽サイト（実在の企業のサイトと誤解させるように作成された偽物のサイトなど）”に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

偽サイトの手口では、大幅な値引きをうたう SNS やインターネット上の広告などから偽サイトに誘導され、クレジットカード情報を詐取されたり、銀行等への前払いや代金引換サービスなどで金銭を詐取されたりします。**販売価格だけに目を奪われず、偽サイトの特徴を知って、“少しでも怪しいと感じたら注文しない”など、冷静に対応することが必要です。**また、**偽サイトのトラブルに遭ったと気が付いたら、素早い対処が重要です。**

図 1．PIO-NET (注) にみるインターネット通販の「偽サイト」に関する相談の年度別推移

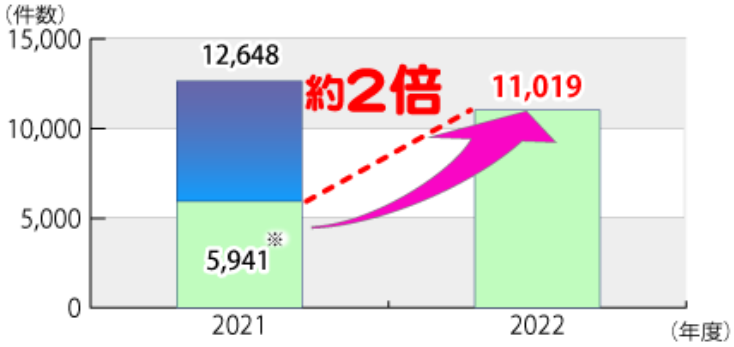

※2021 年度同期件数（2021 年 12 月 31 日までの登録分）は 5,941 件

年度別相談件数：2021 年度は 12,648 件、2022 年度は 12 月末までで 11,019 件です。

図 2．PIO-NET にみるインターネット通販の「偽サイト」に関する相談の月別推移（2021 年度）

2021 年度の月別相談件数：4 月は 583 件、5 月は 601 件、6 月は 498 件、7 月は 514 件、8 月は 639 件、9 月は 862 件、10 月は 989 件、11 月は 931 件、12 月は 1,260 件、1 月は 2,603 件、2 月は 1,611 件、3 月は 1,557 件です。

（注）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は、2022 年 12 月 31 日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

相談事例

【事例1】

検索サイトで検索して、通常の販売価格より大幅に値引きされている通販サイトにクレジットカード決済で注文したが、商品が届かない。

【事例2】

通販サイトでクレジットカード決済したが商品は届かず、クレジットカードを不正利用された。

【事例3】

通販サイトから指定された銀行口座に代金を振り込んだのに商品が届かない。

【事例4】

SNS上の広告からアクセスした通販サイトに代金引換サービスで注文したが、偽サイトだった。

相談事例からみる問題点

・販売価格が大幅に値引きされた広告や通販サイトには要注意
・通販サイトのURLの表記がおかしい、通販サイトに販売業者の情報が適切に記載されていない、通販サイトの日本語の表記、文章表現がおかしい、リンクが適切に機能しないなどの通販サイトには要注意
・支払い方法が、クレジットカードのみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、限定されて・いる通販サイトには要注意

消費者へのアドバイス

・通販サイトで商品を注文する前に、偽サイトの特徴を知って、少しでも怪しいと感じたら取引しない
公式通販サイトやその運営事業者の公式ホームページ等に、偽サイトに関する注意喚起情報がないか確認しましょう。
・もし偽サイトに注文したことに気が付いたら、支払い方法に応じて素早く対処しましょう
偽サイトへの対処は支払い方法によって異なります。早く対処した方が、返金される可能性や被害の拡大防止の可能性が高まります。

クレジットカードの場合

・すぐにクレジットカード会社に連絡しましょう。
・日ごろからクレジットカードの利用明細は定期的に確認し、不正利用の被害を早期に把握しましょう。
・万が一不正利用の被害に遭った場合の被害額を最小限にとどめるための対策として、自分が利用しているクレジットカードの利用限度額を見直すことも一法です。

銀行口座等への前払いの場合

・すぐに振込先金融機関の窓口に連絡し、振り込め詐欺救済法（※）による救済を求める旨を申し出ましょう。併せて、最寄りの警察に被害を届け出るようにしましょう。

（※）振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）の詳細は「振り込め詐欺救済法Q&A（金融庁）をご確認ください。

https://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/kyuusai_pdf/06.pdf

代金引換サービスの場合

・注文直後に偽サイトであると気が付いた場合、電子メール等でキャンセルの連絡をしましょう。連絡をすることにより商品が届かずに済んだケースがあります。
・代金引換サービスで荷物が届いた場合でも、宅配業者等に代金を支払う前に、送り状に記載されている「依頼人」の情報を確認し、注文した販売業者とは違う場合または注文した覚えがない場合は、代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。
・代金を支払って荷物を受け取り、中身を確認して「偽物」が届いたとわかったという場合であれば、販売業者や送り状の「依頼人」（発送代行業者などの場合もあります）に連絡し、返品、返金を求めることになります。

〇不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

「偽サイト」かどうかのチェックポイント

・サイトのURLの表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる。
・日本語の字体、文章表現がおかしい。
・販売価格が大幅に割引されている。
・事業者の住所の記載がない。住所が記載されていても、調べてみると虚偽だったり、無関係の住所である。
・事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけである。
・支払い方法が、クレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、支払い方法が限定されている。
・通販サイト内のリンクが適切に機能しない。

＊上記のいずれかの項目に該当する通販サイトであっても、偽サイトではない場合があります。また、いずれの項目にも該当しない通販サイトであっても、偽サイトの場合があります。

啓発資料

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230130_1_1f.pdf

********** 以上 **********